

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「花いっぱい運動のご案内」（第3支部・第4支部）
- ◆「新春講演会・会員交流会」のご案内 ◆令和3年分年末調整の実務ガイド（冊子）

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
12	1	水	広報委員会	11:00 ~ 12:00	於：福岡ガーデンパレス(3F)
12	3	金	決算事務説明会	14:00 ~ 16:30	於：福岡ガーデンパレス(1F)
12	8	水	花いっぱい運動	14:30 ~ 16:00	於：大正通り（舞鶴地区）
12	14	火	事業研修委員会	11:00 ~ 12:00	於：福岡ガーデンパレス(3F)
12	15	水	正副会長会	10:00 ~ 10:50	於：ソラリア西鉄ホテル(8F)
12	15	水	理事会	11:00 ~ 12:00	於：ソラリア西鉄ホテル(8F)

●支部の行事

月	日	曜	内容		
12	20	月	租税教室（第12支部）	9:30 ~ 12:05	於：若久小学校

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
12	8	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於：福新楼
12	8	水	忘年会	18:00 ~	於：福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		
12	10	金	役員会	17:00 ~ 18:00	於：未定
12	10	金	忘年会	18:00 ~	於：未定

●受賞おめでとうございます。●

黄綬褒章 岩本茂美 氏（株式会社傳設計）
 藍綬褒章 中村直也 氏（全日本指定自動車教習所協会連合会 副会長）

(I) 税務カレンダー

- 12月10日 ●源泉所得税の納付
1月4日 ●10月決算法人の確定申告
●4月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないで損する税情報

研究開発税制（試験研究費）(3)

税理士 堤 一 博

今回は、研究開発税制の「特別試験研究費に係る税額控除制度」について解説します。

この「特別試験研究に係る税額控除制度（オープンイノベーション（OI）型）」は、「オープンイノベーション」型の共同研究開発を推進するという観点から、特定の試験研究について特別な政策支援を行うために設けられているものです。文字通り、「オープンイノベーション」型ですので、自社だけの研究開発体制である「クローズドイノベーション」型とは異なり、自社以外の者との共同・委託研究が前提となりますので、この制度では契約書等が非常に重要となる点で、前々号、前号で述べた「試験研究費の総額に係る税額控除制度（一般型）」や「中小企業技術基盤強化税制」とは一線を画しています。また、前出の2つの制度とは別枠で法人税額の10%の税額控除上限額が設けられていることも、特筆すべきことです。

まず、この税制の大まかな構成を説明しますと、「特別試験研究費」に該当する共同・委託研究費を次の3つに区分し、それぞれの特別試験研究費の額にそれぞれの控除割合を乗じた金額を合計し、法人税額の10%の税額控除上限額を加味したうえで、当期の特別試験研究費の税額控除額を算出するものです。

なお、青色申告が前提ですので、ご注意ください。

区分		税額控除割合
①	国の試験研究機関や大学との共同・委託研究に係る特別試験研究費	30%
②	研究開発型ベンチャーとの共同・委託研究に係る特別試験研究費	25%
③	それ以外の特別試験研究費	20%

(算式)

特別試験研究費^{*1}の特別控除対象額 (A) = (①×30%) + (②×25%) + (③×20%)

税額控除上限額 (B) = 調整前法人税額×10%^{*2}

※1 本制度を活用するために計上した試験研究費については、「試験研究費の総額に係る税額控除制度（一般型）」と「中小企業技術基盤強化税制」での試験研究費としての計上はできませんので、ご注意ください。

※2 (B) が控除上限額ですので、(B) を超える (A) の金額は、税額控除できません。つまり、(A) > (B) の場合には、(B) が上限額となりますので、念のために。

なお、この特別試験研究費の税額控除については、租税特別措置法第42条の2第7項、第8項10号及び租税特別措置法第27条の4第27項、第28項に規定されています。

税額控除の対象となる特別試験研究費についての控除割合ごとに、その対象者を説明します。

なお、カッコ書には、租税特別措置法第27条の4第27項でのそれぞれの該当号を附記しています。

① 控除割合30%の対象者と特別試験研究費の額

(1) 特別研究機関等との共同研究（第1号）、委託研究（第7号）

「特別研究機関等」とは、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（科技イノベ活性化法）第2条第8項に規定する「試験研究機関等」と「国立研究開発法人」です。

このうち、「試験研究機関等」とは、具体的には、警察庁科学警察研究所、文部科学省科学技術・学術政策研究所、厚生労働省国立感染症研究所、農林水産省動物医薬検査所、気象庁地磁気観測所、国道交通省国土地理院、防衛省先進技術推進センター、独立行政法人国立印刷局など国の機関他32法人があります。

また、「国立研究開発法人」とは、3種類ある独立行政法人の一つで、主として研究に特化している機関で、研究範囲は宇宙・農業・水産業・放射線等々多岐にわたります。具体的には、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術開発機構、国立研究開発法人土木研究所など27法人があります（いずれも平成31年4月現在）。

特別試験研究費の額は、それぞれの機関の長等が認定した金額です。

(2) 大学等との共同研究（第2号）、委託研究（第8号）

「大学等」とは、学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校若しくは国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関です。

この「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法に基づき設置された法人で、端的にいうと、個々の大学ではその購入・設置・維持等が難しい非常に高額な大型測定機器・高速計算機・文献や資料の保存施設などを整備して学術研究の発展・振興を図る目的の国立の研究所で、国立・公立・私立の全ての大学の共同利用の研究所と位置付けられています。具体的には、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構です。

特別試験研究費の額は、契約又は協定に基づいて負担する試験研究費で、監査を受け、かつ、その大学等の確認を受けた金額です。

② 控除割合 25%の対象者と特別試験研究費の額

(1)新事業開拓事業者等との共同研究（第3号）、委託研究（第10号）

「新事業開拓事業者等」とは、下記の要件を満たす法人です。

1)産業競争力強化法第17条1項に規定する「認定特定新規事業開拓投資組合」の出資がある同法第2条第5項に規定する新事業開拓事業者

※新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者です。

2)特定研究成果活用事業者（産業競争力強化法第20条第1項に規定する「認定特定研究成果活用支援事業者」に該当する同法第19条第1項の投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した法人）のうちの一定の要件を満たすもの

※国立大学法人等の技術に関する研究成果を事業活動において活用する者（大学発ベンチャー等）に対して、経営上の助言や資金供給を行う事業（特定研究成果活用支援事業）を実施しようとするベンチャーキャピタル等は、当該事業に関する計画を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出し、計画が適当である旨の認定を受けることができ、両大臣が定める指針に照らして計画が適当である旨の認定を受けたベンチャーキャピタル等（認定特定研究成果活用支援事業者）は、国立大学法人等から出資並びに人的及び技術的援助を受けることができます。

特別試験研究費の額は、契約又は協定（その試験研究における当事者の役割分担及びその内容、当事者がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、新事業開拓事業者等がその費用の額のうちその法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びにその試験研究の成果が当事者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて負担する試験研究費の金額です。

(2)成果活用促進事業者との共同研究（第4号）、委託研究（第11号）

「成果活用促進事業者」とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の6第1項の規定により出資を受ける同項第三号に掲げる者その他のこれに準ずる者をいいます。

特別試験研究費の額は、契約又は協定（その試験研究における当事者の役割分担及びその内容、当事者がその試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、成果活用促進事業者がその費用の額のうちその法人が負担した額を確認する旨及びその方法並びにその試験研究の成果が当事者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて負担する試験研究費の金額です。

この②においては、産学連携によるオープンイノベーションの促進が目的です。

③ 控除割合 20%の対象者と特別試験研究費の額

(1)その他の者（民間企業・民間研究所・公設試験研究機関等）との共同研究（第5号）、委託研究（第12号）

「その他の者」とは、特別研究機関等、大学等、新事業開拓事業者等、成果活用促進事業者等々を除く者です。

特別試験研究費の額は、その他の者との契約又は協定（その試験研究における当事者の役割分担及びその内容、当事者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、一方の当事者がその費用の額のうち他方の当事者が負担した額を確認する旨及びその方法並びにその試験研究の成果が当事者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて負担する試験研究費の金額です。

(2)技術研究組合の組合員が行う協同研究（第6号）

「技術研究組合」とは、技術研究組合法に基づき設立された法人です。その組合員が協同して行う一定の試験研究で、その技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第13条第1項に規定する事業計画（当該定款若しくは規約又は事業計画において、当該試験研究における当該法人及び当該法人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われる協同研究が対象です。

特別試験研究費の額は、技術研究組合法第9条第1項の規定により賦課される試験研究費の金額です。

(3)特定中小企業者等への委託研究（第9号）及び同者から知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究（第13号）

「特定中小企業者等」とは、①租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者（個人）、法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者（法人）及び法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人

(「中小事業者等」)、②法人税法別表第二に掲げる法人(公益法人、非営利型の社団・財団法人、学校法人等)、③国・地方公共団体その他の機関(一定の独立行政法人を含む。)及び④特別研究機関等、大学等をいいます。

特別試験研究費の額は、その特定中小企業者等との委任契約等(その委託する試験研究における分担すべき役割としてその法人がその試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、その特定中小企業者等がその費用の額を確認する旨及びその方法並びにその試験研究の成果がその法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われる試験研究に要した費用の金額です。

※この他に、「その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究」(第14号)がありますが、ここでの説明からは、割愛させていただきます。

以上をまとめると、右下のような構成となります。

上述したように、財務省令に規定された項目を記載した契約又は協定の締結が大前提ですので、ご注意ください。

また、令和3年11月5日現在では、まだアップされていませんが、経済産業省のHPでR3年度のガイドラインが公表されることとされていますので、参照してください。

区分	対象となる相手方	控除割合
共同試験研究・委託試験研究	① 特別研究機関等 大学等	30%
	② 新事業開拓事業者等 成果活用促進事業者	25%
	③ その他の者(民間企業等) 技術研究組合 特定中小企業者等	20%
知的財産権の使用料		

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2021	12	3(金)	14:00~16:30	本部	決算事務説明会 (11月号に案内同封済)	福岡ガーデンパレス
		15(水)	10:00~10:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル
		15(水)	11:00~12:00	本部	理事会	ソラリア西鉄ホテル
2022	1	27(木)	18:00~20:30	本部	新春講演会・会員交流会 (本号に案内同封)	ソラリア西鉄ホテル
		18(金)		本部	医療健康セミナー (1月号に案内同封予定)	西鉄グランドホテル
	3	15(火)		本部	経営セミナー(2月号に案内同封予定)	ソラリア西鉄ホテル
		17(木)	14:00~14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		17(木)	15:00~16:00	本部	理事会	福岡ガーデンパレス

※日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。